

吹田市保育所及び小規模保育事業所A型設置事業者募集 質問・回答一覧（令和7年9月12日）※更新箇所を黄色にしています。

事業提案について

番号	質問事項	回答
1	小規模保育事業所の開園から3年後及び5年後の定員充足率の推計を教えてほしい。	小規模保育事業所について、過去の実績や保育需要の見込みから、開設年度以降の定員充足率を100%と見込んでいます。
2	B区域の待機児童は0人であるにも関わらず、なぜ保育施設を整備するのか。	保育施設の整備に関しては、待機児童の有無に関わらず、保育施設の利用申込者と提供量との見込値を比較し、将来にわたり提供量の不足が見込まれる場合に実施しています。本地区については、施設利用申込者の大幅な増加を見込んでいます。
3	小規模保育事業所の募集について、千里山・佐井寺地域の不動産で応募することは可能であるのか。	募集要項〔p.1：第1>3〕に記載のとおり、対象地域の提供量としてみなす合理性が認められる場合は、選定対象として含めます。
4	保育所内に児童発達支援事業所を併設することは可能であるのか。	可能です。指定を受ける条件については、本市ホームページにてご確認ください。 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/1013876.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/1013876.html</a>
5	保育所について、定員を100人未満で設定した場合は減点となるのか。	審査基準に関するため、お答えできかねます。
6	個人での応募は可能であるのか。	募集要項〔p.6：第4>1〕及び〔p.6：第4>2>(9)〕に記載のとおり、保育所等の運営実績のある法人のみが応募できます。個人での応募はできません。
7	法人としては参加条件を満たさないが、代表者・役員・社員に現役の保育士や、保育士の職歴を有する者を含む場合は応募が可能であるのか。	募集要項〔p.6：第4>1〕及び〔p.6：第4>2>(9)〕に記載のとおり、保育所等の運営実績のある法人のみが応募できます。代表者等の職歴による判断ではないため、応募はできません。
8	保育室面積について、ロッカー・洗面所・柱型等は面積から除く必要があるのか。	認可上の面積基準に関しては、壁芯面積を採用します。 ただし、本提案に関しては、保育室や遊戯室に限り、備え付けの家具や固定式の設備、柱型等を除いた有効面積を図面上に併記してください。 【有効面積から除くものの例】ロッカー、洗面所、柱型、押入
9	屋上園庭にした場合は減点となるのか。	審査基準に関するため、お答えできかねます。
10	保育所の場合、複数の小規模保育事業者等と連携する方がよいのか。	審査基準に関するため、対象施設数の是非はお答えできかねます。募集要項〔p.6：第3>3(1)サ〕に記載のとおり、市内の小規模保育事業者等との連携を積極的に検討してください。

番号	質問事項	回答
11	一時預かり事業について、一般型と余裕活用型のうち、どちらの方が必要であるのか。	本市では、保育施設での一時預かり事業は一般型のみを承認しています。
12	ヒアリング審査の際、ノートパソコンやプロジェクタ等を持ち込んで説明することは可能であるのか。	提案書（紙書類）以外を提示することはできないため、プロジェクタやモニタは持ち込めません。なお、手元資料としてノートパソコンやタブレット端末の持ち込みは可能です。
13	提案内容を変更することは可能なのか。	事業提案書の受付期間中に限り変更可能です。変更書類の提出に際し、改めて予約いただく必要が生じますのでご留意ください。
14	過去に実施した事業者募集における質疑回答書を提供いただきたい。	令和6年度実施分について、本市ホームページで公開しています。 <a href="https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1020164/1018254/1005699.html">https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1020164/1018254/1005699.html</a>
15	社会福祉法人・学校法人以外の場合は「社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置すること」と記載がありますが、社内にそういった部門を設置すればよいということでしょうか。 また、具体的に設置したことを示す書類は必要でしょうか。	各園に対応する運営委員会を設置していただきます。社内に部門を設置いただく形でも可能です。運営委員会の構成、権限及び役割を明らかにする書類を認可申請書類として提出していただく予定です。

#### 提出書類について

番号	質問事項	回答
1	提出書類は、いつ時点の内容で作成すればよいのか。	書類作成時点の内容で作成のうえ、日付欄には作成日を記載してください。
2	「2-4 様式3 経営者・役員一覧表」、「2-5 様式4 経営者・役員履歴書」について、任意の書類を使用してもよいのか。	対象書類に「別紙のとおり」と記載のうえ、これに任意の書類を添付いただくことが可能です。
3	「2-5 様式4 経営者・役員履歴書」について、経営者・役員の全員分の提出が必要であるのか。	お見込みのとおりです。
4	「2-9 法人税及び法人市・府民税について、滞納のないことの証明書」について、全ての事業所が対象となるか。対象が複数ある場合、提出期限を延期してもらえるのか。	法人住民税は全ての事業所が対象です。提出期間の延長はできません。

番号	質問事項	回答
5	「2-10 様式6 経営施設一覧表」について運営委託を受託している保育施設の記載は可能か。	運営のみ受託していることが分かるよう、施設種別にて記入してください。 例) 保育所(運営のみ)
5-2	「2-10 様式6 経営施設一覧表」の記載対象を教えてほしい。	特定教育・保育施設(認定こども園、保育所、幼稚園)、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業等)、認可外保育施設のほか、社会福祉施設も対象となります。
6	「2-11 様式7 監査実績一覧表」の記載対象を教えてほしい。	特定教育・保育施設(認定こども園、保育所、幼稚園)、地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業等)が対象です。これ以外の事業(認可外保育施設等)は作成不要です。
7	「2-11 様式7 監査実績一覧表」について、開設以降、監査が未実施である事業所については「未実施」と記載することよいのか。	お見込みのとおりです。
8	「2-11 様式7 監査実績一覧表」及び「2-12 監査において指摘があった旨が確認できる書類」は、運営している全ての保育所等について作成・提出が必要となるのか。	運営している全ての保育所等が対象です。
9	「3-1 様式8 保育所等設置計画書」Ⅱ事業内容についてについて、「3-2 保育内容に関する添付書類」で内容を補完してもよいのか。	可能です。添付資料の該当箇所を明示するなど工夫してください。なお、提出書類は必要部分を抜粋するなど最小限にしてください。
10	「3-1 様式8 保育所等設置計画書」>Ⅱ事業内容について>1 保育事業運営(業務効率化等)・健康管理に関する考え方について、この対象に職員を含むのか。	対象は利用者(児童)です。
11	「3-1 様式8 保育所等設置計画書」>6 施設の防犯対策について>(2)目隠し扉とあるが、どういったもの想定しているのか。	具体的な仕様の想定はありません。
12	「3-1 様式8 保育所等設置計画書」>6 施設の防犯対策について>(3)非常警報装置とあるが、施設内のどこに設置するものを想定しているのか。	設置場所の指定はありません。
13	「3-3 様式9 職員配置計画」と「3-4 様式9-2 事務職員配置計画書」における事務職員の違いを教えてほしい。	「3-3 様式9 職員配置計画」では開園後の職員配置を、「3-4 様式9-2 事務職員配置計画書」では開園までの職員配置をそれぞれお示しいただくものです。
14	「3-4 様式9-2 事務職員配置計画書」について、配置予定職員の記載はできないのか。	現時点で予定されている職員名等を記入してください。 原則変更は不可ですが、変更がある場合は速やかに届出を行ってください。

番号	質問事項	回答
15	「3-6 様式11 施設長予定者の履歴書」●施設長の役割に対する考え方と取り組みについて の各項目について、文字数の制限やフォントの指定はあるのか。また、別途資料を添付することは可能であるのか。	文字数に制限はありません。文字サイズは11ポイント以上とし、枠内に収まるよう簡潔に記載してください。資料の添付は不可とします。
16	「3-8 様式13 小規模保育事業等連携施設支援確約書」について、自社が運営している小規模保育事業所を連携先として設定することは可能であるのか。	可能です。
17	小規模保育事業者等との連携を複数の施設と予定する場合、「3-8 様式13 小規模保育事業等連携施設支援確約書」はどのように記入すればよいのか。	連携する施設ごとに本書類を作成してください。なお、連携内容が同一の場合のみ「1 連携施設となる予定の小規模保育事業等」または「2 連携施設の概要」欄に表を追加していただくことでも結構です。
18	「4-5 立面図」が残存していない物件を活用する場合、どうすればよいのか。	立面図に代えて、以下の書類を提出してください。 1 立面図の提出ができない理由書（任意様式、押印不要） 2 物件の外観写真
19	「4-9 残高証明書」について、法人本部分のみの提出もしくは全拠点分の提出どちらでしょうか。対象が複数ある場合、提出期限を延期してもらえるのか。	申込を行う法人全拠点のご提出が必要となります。提出期間の延長はできません。
20	「4-9 残高証明書」について、「応募申込日前1か月以内に発行されたもの」とあるが、提案書の提出日を含めて1か月以内ということか。	お見込みのとおりです。発行日時点での残高をお示しください。

#### 補助金について

番号	質問事項	回答
1	保育所の施設整備に係る助成金について、助成対象外となる経費はあるのか。	助成対象経費は、主に本体工事費、工事事務費（実施設計費、工事監理費等）、土地の賃借料です（※いずれも交付内示後に契約されたもの）。土地の造成・地盤改良・外構に関する工事費、基本設計費、運営に係る消耗品費等は助成対象外となるためご留意ください。
2	施設整備に係る助成金について、事業実施期間満了により施設を解体する場合であっても返還が生じるのか。	国により定められた財産の処分制限期間を経過せず解体する場合、返還が生じます。 ＊建物の例：【SRC造・RC造】47年／【S造】骨格材の厚みが3mmを超え4mm以下の場合…27年、4mmを超える場合…34年／【木造】22年
3	太陽光発電と併せて設置する蓄電池の導入費用は、助成対象となるのか。	助成対象は、原則として施設と一体的に整備される設備であって工事費に含まれるものに限定されます。最終的には国により判断されます。

番号	質問事項	回答
4	保育所の施設整備に係る助成金について、「特殊付帯工事」に該当する工事を教えてほしい。	<p>対象工事は次のとおりです。なお、最終的には国により判断されます。</p> <p>(1) 水の循環・再利用の整備（施設から排出される生活雑排水(浴室等の排水)等の循環・再利用のための整備）</p> <p>(2) 生ごみ等処理の整備（施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備）</p> <p>(3) ソーラーの整備（光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備）</p> <p>(4) その他（資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの）</p>
5	障がい児受入に対する補助はあるのか。	<p>「発達支援保育等対策費助成」があります。概要は以下の通りです。詳細は保育幼稚園室 給付担当までお問い合わせください。</p> <p>対象施設：こども園及び保育所</p> <p>対象経費：障がい児の保育を行うに当たり必要とする経費（介助保育士の人件費、保育材料費等）</p>
6	運営に係る補助金の要綱等の提供は可能であるのか。	提供可能です。保育幼稚園室 給付担当へお問い合わせください。